

【商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者の皆様へ】

商品先物取引法に基づく行政手続きのオンライン化（G Bizフォーム）について（ご案内）

令和6年1月10日

商品先物取引法に基づく各種報告及び届出等について、現在、プライムドライブ（大容量ファイル交換サービス）及び郵送等によりご対応いただいているところですが、令和5年10月30日にご案内した新システム（G Bizフォーム（※1））の運用を令和6年1月10日から開始いたします。

新システムでは、G Bizフォームポータルサイトの商品先物取引法ホームから商品先物取引法に関する手続きをオンラインで行うことが可能です。ご利用にあたり、[利用ガイド](#)に掲載しております「商品先物取引法利用者マニュアル」をご参照ください（遷移先ページの検索ボックスで「商品先物取引」と検索すると便利です）。

届出等に必要な公的書類（住民票の写しや身分証明書など）につきましては、従来どおり郵送によりご提出ください。

また、前回ご案内しているとおり、新システムを利用するには、事前にG Biz ID（デジタル庁が提供する法人・個人事業主向け共通認証システム）を取得する必要があり、本手続きでは**G Biz ID（プライム（※2）、メンバー）のアカウント**が必要です。G Biz ID未取得の事業者におかれましては、G Biz IDの取得をお願いいたします。

（※1）G Bizフォームとは、経済産業省が所管する各種申請・届出をオンラインで行う、行政手続きオンラインシステムです。

（※2）「G Biz ID プライム」のアカウントの取得にあたっては、印鑑証明書が必要になります。

【ご提出にあたってのお願い】

- 各種報告・届出書に記載する年月日は、提出日と同日にしてください。
- ファイル名（Zip ファイル名）は、様式番号、社名としてください。
（例）参考様式 15 ●●●株式会社

プライムドライブによるご提出は、令和6年3月28日（木）までとさせていただきますので、G Biz ID を取得できない等ご事情がある場合は、翌29日（金）以降、農林水産省及び経済産業省宛てに郵送等でご対応ください。

【問合せ先】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ

担当：岡本、小笠原、大本

（直）03-3502-5754

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課

担当：高橋、高下、庭山

（直）03-3501-5895